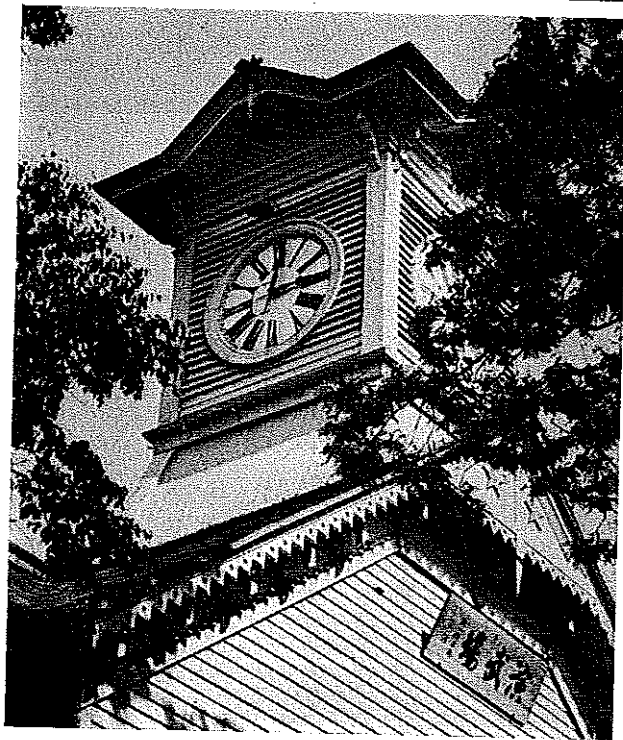




時計台 (北海道・札幌)

北海道大学の前身である旧札幌農学校の演武場として明治十一年十月竣工した木造二階建。札幌市内唯一のロシア式建物である。塔上に明治十四年六月設置された大時計があるのでこの名がある。クラシックなこの時計のメロデーは札幌市民に親しまれ旅行く人々の旅愁をそそっている。アカシヤの緑に包まれて札幌の代表的風景の一つである。

北海道行政書士会報

を証明するものでありますから、印紙税法第四条第一項第三号に規定する寄託に関する証書に該当することとなります。

発行所
札幌市大通西6丁目
北海道行政書士会
TEL⑧3881
振替口座小樽8224
印刷所
株式会社 正文舎印刷所
札幌市菊水西町2丁目3番
電話⑧7151〜3

時計台の鐘

時計台の鐘が鳴る

大空遠くほのぼのと

静かに夜は明けて来た

ポプラの梢に日は照り出して

きれいな朝になりました

時計台の鐘が鳴る

時計台の鐘が鳴る

アカシヤの木に日は落ちて

静かに街も暮れて行く

山の牧場の羊の群も

だまつてお家へ帰るだろ

時計台の鐘が鳴る

第十二号 もくじ

主 張

農地法関係申請書等の

取扱について

2

報 告

2

支部長並に綱紀委員会
会務報告

連 合 会

5

事業計画について

資 料

5

行政書士法施行規則の一部改正
農地法施行規則の一部改正
北海道宅地造成工事
規制区域指定

支部だより

7

会員の近況

会員の異動

7

入会者、退会者、事務所移転
事務局だより

8

日 誌

後 記

戸籍届出記載の指針

お 願 い

たらな。どんなにか楽しいだろうに思います。どうか、折りにふれてものされた感想、ご意見、その他旅行記、歌、俳句、川柳等どしどし御寄せ下さい。

主 張

苫小牧市農業委員会は本年八月二十一日付で「農地法第三・四・五条の許可申請書並びに現地目証明願等の事務処理について」と題する文書を行政書士、家屋調査士、司法書士、不動産株式会社に宛てて提出され、事務処理上の注意をしたもので、即ち上記書類が前記の非行政書士業者からも提出されて居り、それを受理しているものと思われる。九月十六日この通報を受けて検討し十八日付会長名で次の通り同委員会宛に懇請書を送付した。

農地法関係諸申請書等の取扱方について（お願い）

昭和三十八年九月十八日総第六八号道書士会長
苫小牧農業委員長宛

この事について昭和三十八年八月二十一日付で「農地法第三・四・五条の許可申請書並びに現地目証明願等の事務処理について」と題する文書を行政書士、家屋調査士、司法書士、不動産株式会社に宛てて提出され、事務処理上の注意をしたもので、即ち上記書類が前記の非行政書士業者からも提出されて居り、それを受理しているものと思われる。九月十六日この通報を受けて検討し十八日付会長名で次の通り同委員会宛に懇請書を送付した。

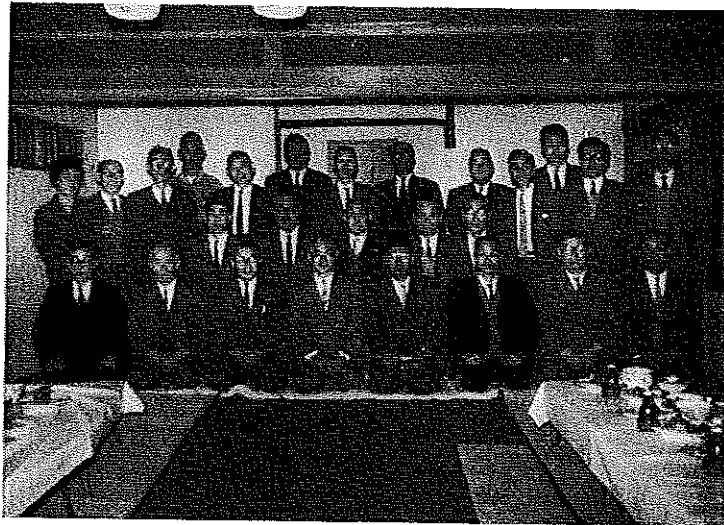
この事について昭和三十八年八月二十一日付で「農地法第三・四・五条の許可申請書並びに現地目証明願等の事務処理について」と題する文書を行政書士、家屋調査士、司法書士、不動産株式会社に宛てて提出され、事務処理上の注意をしたもので、即ち上記書類が前記の非行政書士業者からも提出されて居り、それを受理しているものと思われる。九月十六日この通報を受けて検討し十八日付会長名で次の通り同委員会宛に懇請書を送付した。

従って行政書士会の会員に非ざる土地家屋調査士、司法書士並びに不動産会社等に於て農地法の規定による申請書類は勿論一般行政官公署等に提出する諸書類を業として作成するときは、行政書士法第十九条違反として同法第二十一条に該当し一年以下の懲役又は一万円以下の罰金という刑罰を受ける結果となる訳であります。

支部長並に綱紀委員会の概要
とき 三十八年十月十三日午前十時
ところ 札幌市北三・西三・辰美旅館
出席者 別記出席者名簿の通り
開会 司会者佐藤副会長開会を宣し、渡辺会長の挨拶
議事 森口議長の就任挨拶があつて副議長代理の選出（細井副議長病氣のため）司会者一任の発議により小樽支部長代理田村氏を指名
報告第一号「日行連支部長並びに常任理事会出席報告」
藤山副会長より、去る八月二十日東京都参院会館に於て開催の支部長並びに常任理事会に渡辺会長と共に出席し審議に参画した状況について報告あり（会報第十一号所載）
報告第二号「各支部の状況報告」
議長の名により各支部長（及び支部長代理）の状況報告が行われた。
二支部（札幌、空知）では農地法関係の研修会を開催したが、講習自体が非常に有益であつた上に、地元農業委員会の係員と懇談の機会を持つことが出来たこと。特に「農委」として窓口サービスは今後厳に慎しむから提出書類は正確に作成してほしい」との協力的発言が同係員からあり予期以上の収穫であつたことが報告され一同に深い感銘を与えた。
支部の地域が頗る広範であり、会員の多くは司法書士、土地家屋調査士等の業務者で本務多忙である等は支部の活動上最大の悩みであるとは、各支部共通の訴えであつた。職域明朗化のため各支部の協力体制が一日も早く確立されるよう切望に堪えない。
司法書士や土地家屋調査で行政書士の業務をしていない者は殆んどいないのに未入会者が少なくないこと。最近代行社や土地家屋調査士が結成してその殆んどが業域を侵襲している等の状況報告があり、なんとしても法の改正が強く望まれるわけである。
会務の報告 佐藤事務部長は、プリントにより大要次

報 告

から特別委員会を設けて究明したい（空知）法人だけでなく、個人でやつている代行社も含めて究明したい（小樽）
代行社には資格者の加入しているものと、無資格者のみのものがある。
特別委員会を設けるとすれば、代行者のある地方から委員を出してほしい（本部）
また予算問題をどうする（札幌）
等々活潑な審議が行なわれたが結局、代行社制については本部に於て小樽支部長の報告をテストケースとして検討し手をつき、各支部はこれに全面的に協力していくというふうに決定。
4、間接的違反防止について
第一、業務に精通していること。
常に業務の研さんに努め（業務研修会の開催等は望ましい）依頼に応じていつも正確な書類の作成が出来る態勢であること（空知・小樽）
第二、付随業務をなくすること。
これは法の改正に俟たねばならない（小樽）
法改正請願書は前国会で地方行政部会に於て採択され、今一息というところで国会が終つたが、現在も継続努力中である（本部）
5、以上のまとめ
議長は非行政書士防止対策として次のようにまとめた。
積極的に違反を排除する——勧告、警告、告発等により
消極的（間接）に防止する——業務に精通することにより
議案第三号「会費滞納者並びに退会該当者（会則五八条二項）対策の件」
会費未納者名簿により審議したが本部で催告しても応じない者は支部の催告にも応じない者であるから、執行部の英断に一任と決定。
閉会 森口議長の好リードに依り（名議長の声あり）円満裡に議事終了。田村副議長（代理）閉会を宣し別室で記念撮影。



の報告を行なう。
本会は発足後三年、子どもにすれば一番世話のやける時期で、支部長各位に迷惑をかけることが多いと思うが、宜しく協力を願うと前置きし、非行政書士防止について去る五月道内各役所へ協力を要請したところ、網走市農業委員会がよく協力してくれたこと、反対に苫小牧市と乙部町の農業委員会の協力は得られなかったこと、特に某警察署長の協力を得て大きな効果のあつた事例について報告し、最後に我々会員は大政宣布以来の伝統を持つ行政書士の職能に誇りと信念をもつて、業務の持つさんと品位の向上に努め、我々の真価が各界の認識を得られるよう勇気を以て前進してほしいと要望した（別記会務報告「非行政書士防止対策について」参照）
議案第一号「綱紀委員長及び副委員長選任の件」

藤山企画部長より委員会の組織、委員の職務任期及び選任方法等について説明があり、委員任期と兼任について質疑応答があつた後別室で委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果を斎藤委員（留萌）より次の通り発表された。
委員長 佐藤三治郎（札幌支部）
副委員長 塩野谷貞雄（旭川支部）
議案第二号「非行政書士防止対策の件」
1、司（司法書士）調（土地家屋調査士）による業務侵襲について
司・調の方で行政書士の業務をしていない者は殆んど居ないのに、未入会者が少なくない。（留萌、その他）
現在加入の司・調の方々に敬意を表したい。現資格者（行政書士の）には勿論、資格のない方にも資格を早くとつて加入されるよう勧誘に努めてほしい（本部）
無資格者或いは未入会のまま業務をしている者が分つていても、中々面と向かつては言えない。従つて告発も出来ないで、本部より勧告して貰いたい。それならその本人の名前を報告出来る。（留萌）
単に名前だけでなく具体的な報告であつてほしい（本部）
2、会員の自衛について
行政書士の中に司・調の業務を侵襲している者がいる。我々はこれを責める前に己れを責めなければならぬ（空知）
かかる行為は、行政書士としての品位をおとすものであり、是非自衛して貰いたいので、具体的な報告を希望す（本部）
3、代行社制について
最近小樽に代行社なるものが出来て、数人の者を置いて行政書士業務を盛んにやつている（小樽）
行政書士は個人に与えられた資格で、代行社制は違反と思われるので検討したい（本部）
代行社制を認めておくこと自体が不自然である

事件簿用紙を調製しました

事務局だより「お願い」欄参照下さい

支部長並びに綱紀委員会出席者名簿

支部	支部長	綱紀委員	役職	氏名
宗谷	代 齋藤健二郎	代 藤沢武雄	会長	渡辺慶吉
網走	代 鈴木清	代 野尻清	副会長	佐藤幸之助
根室	代 高梨晃臣	代 塩谷貞雄	理事	藤山利夫
釧路	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	岸川隆次
常呂	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	井上英二
留萌	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	成沢梅次郎
旭川	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	横路雅美
函館	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	有馬範治
室蘭	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	森平国武
日高	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	関根克治
空知	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	山本松
小樽	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	今村竜太郎
札幌	代 高谷賢一	代 斎藤良助	理事	

会務報告

- 一、非行政書士対策について
道庁、支庁、市町村農業委員会、警察署、保健所労働基準監督署、陸運事務所、職業安定所等道内の各官公署に会員名簿を贈り、当会育成のため、非行政書士の防止と会員の指導に特段の協力方をお願いした。
2、三十八年五月十六日
網走市農業委員会より電話を以て「非行政書士が取扱った農地法規定による申請書を受け取り、之を如何に処理すべきか」との問い合わせがあった。
三十八年五月十七日
右について、本協会の協力を要する旨を申し、既に受託

などの各地に於て行われていると思われるので、之が防止対策について理事会に諮った結果、道庁より警告を出して貰うよう要請することになった。
三十八年七月二日
渡辺、藤山両役員が道庁地方課に出頭し非行政書士対策について係の方と懇談した結果、非行政書士行為や窓口過剰サービス行為等の防止について道庁下の各役所に厳重な通達を出して頂くことになった。
三十八年四月十四日
H支部の二会員から、非行政書士の事例について、当地の農業委員会職員某の代筆と思われる、農地法関係許可申請書の事実を添えて報告があった。
これについて再度理事会に於て審議
三十八年八月三十日
非行政書士容疑者Mの調査方をA警察署長宛に訴願
三十八年十月十日
A警察署長より

された書類に対しては之を阻止する何等の規定もないので申請当事者の迷惑になりぬよう処理を希望するが、今後かかる違法行為の防止については法の趣旨に基づいて特段のご協力方をお願いした(会報第九号所載の「非行政書士取扱申請書処理について」参照)
3、三十八年六月一日
「当町には行政書士の業務が農地法関係許可申請書、保健所関係や営業関係の許可申請書、その他戸籍関係諸届書、土木関係指名願等相当の件数があるが、殆んど役場、農協、商協等の職員が代筆で取扱っている」と、宗谷支部の二会員よりその取締方について要望があった。
これに類似した行為は殆

「〇村農業委員会事務局員M、その他関係人について捜査した結果農地法第三條の規定による許可申請書の作成は上記の者の部下職員等の行為と認められ、上記の者を通知し、今後このような非行政書士行為を行わないよう厳重警告した旨回答があった。
4、三十八年九月十六日
室蘭支部の一会員より当地の農業委員会が、行政書士、家屋調査士、司法書士、不動産会社宛に配布した「農地法第三、四、五條の許可申請書並びに現地目証明願等の事務処理について」と題する注意書を提出された。
三十八年九月十八日
苫小牧市農業委員会宛に、行政書士法の趣旨並びに会設立事情について充分吟味を願ひ、各種申請書受理の際、違反者に対する黙認等のないようにと公文書で協力をお願いした。
5、三十八年十月四日
北海道労働事務代行協会の事務担当者某が、何等の資格なく定款に基づいて一定の報酬を得て、公然と労働行政に関する保険、登録等の手続、その他一般行政書士の業務に係る書類の作成及び事務代行を行っている旨の小樽支部長報告受理。
三十八年十一月十三日
右の労働事務代行協会の違反事実について、支部長並びに綱紀委員会に於いて審議の結果、本部の処置に一任となる。
三十八年十一月十八日
北海道労働事務代行協会事務担当者某について調査方を〇警察署長宛に文書を以て訴願。
6、三十八年十月十三日
旭川市農業委員会、保健所、陸運事務所等に無資格者の手に成る書類の提出が相当ある旨旭川支部より申出があったので
三十八年十一月十八日
旭川市の農委、保健所、陸運事務所等に違反防止について特段の配置方を申入れた。
7、三十八年十一月十九日
Y町のK、M両名の違反事実について取調べ方をY警察署長宛に訴願。

窓口過剰サービス防止について(御願)

昭和三十八年九月十六日
日行連発第四二八号
各都道府県知事宛(日行連会長)
最近各行政官公署においては、公務員にして申請人または届出人の書類を代つて作成しておるかのように聞き及んでおります。もしこれが事実でありますと公務員法並びに行政書士法違反になりますので貴県下役所窓口係員に對し御注意方御願ひ致します。

行政書士業務侵害について(御願)

昭和三十八年九月二十九日
日行連第四三三三号
自治省行政局行政課長宛
(日行連会長)

このことについて、最近法的に認められない中小企業診断士、社団法人経理士会、経営士、経営調査士、社会保健士、環境衛生等業務員は何等行政書士の資格を有せず、行政書士の業務を行つておる者が多々あるように聞き受けております。これが防止対策に当り御省より関係方面に對し通告賜るよう御願ひ致します。尚お通告されました際はその写を送付下さい。

労務管理士にして行政書士の資格を有せず行政書士業務を行う会員について(御願)

昭和三十八年九月二十九日
日行連発第四三四号
財団法人日本労務管理協会長宛(日行連会長)
標題のことについて最近労務管理士にして行政書士の業務を行なう者が多々あるように聞き受けております。

業務資料

〇行政書士法施行規則の一部を改正する省令

昭和三十八年十一月一日自治省令第三二号 自治大臣
行政書士法施行規則(昭和二十六年総理府令第五号)の一部を次のように改正する。
第九条第四項中「及び報酬額」を削る。
付則
この省令は公布の日から施行する。

行政書士法施行規則の一部改正について

昭和三十八年九月二十八日 日行連発第一九〇号
自治省行政局行政課長殿
上題のことに關し次の条項を改正下さるよう御願ひ致します。
第四項中「作成の年月日及び報酬額を付記し」を削る
第十條「行政書士は依頼人から報酬を受けたときは別記様式第二によつて正副二通の領収証を作成し、正本副本は作成の年月日につづつて五年間これを保存しなければならない」を「行政書士は依頼人から領収証の請求があつた場合に限り領収証を作成し、これに署名職印を押して当該依頼人に交付しなければならぬ」と改める。

連合会

昭和三十八年度事業計画について

昭和三十八年九月二十九日 日行連発第四三三三号
各会長宛(日行連会長、企画部長)
標題のことについて昭和三十八年九月十三日付をもつて送付致して置きましたが、その項目中第四項については昭和三十八年九月十六日付別紙のとおり各都道府県知事に送付してありますから貴会においてもそれにマッチして各役所との折衝に御尽力あられますよう御願ひ致します。次に第二項および第三項の(1)(2)に対する実情をどしどし本部に御寄せ頂きますれば本部においてその対策に努力致しますので御協力御願ひ致します。

会費未納者数調 (38年11月16日現在)

支部別	会員数	会費未納者数				小計
		6カ月上	12カ月上	20カ月上	小	
札幌	110	9	9	6	24	24
旭川	65	7	6	2	15	15
空知	66	2	1	2	5	5
網走	53	12	5	2	19	19
函館	40	0	0	0	0	0
小樽	33	2	1	0	3	3
帯広	31	6	0	1	7	7
蘭路	30	3	1	1	5	5
日高	12	1	2	1	4	4
留萌	11	0	2	0	2	2
谷室	9	2	0	0	2	2
宗谷	6	0	1	0	1	1
根室	5	1	0	0	1	1
合計	471	45	28	15	88	88

2、その他について

一、滞納会費の整理について
二、会費未納の状況について

右改正の経過

行政書士法施行規則の一部

改正について

昭和三十八年十月十一日 日行連発第四三七号 日行連会長

各会長殿

標題のことに付紙の通り請願中の処、昭和三十八年十月十一日正午自治省行政局行政課酒井係長から電話をもって次の

第四項中「作成の年月日及び報酬額を付記し」を削ることに決定、近日中に書面送付する旨連絡がありましたので各員各位に徹底するよう御連絡を御願ひ致します。

尚第十條については行政書士として当然必要である条項に付改正は不要であることとすから御了承下さい。

行政書士法施行規則の一部

改正について

昭和三十八年十一月四日 日行連発第四六九号 日行連会長

各会長殿

標題のことに付いて、去る十月十一日付自治省よりの連絡を連絡致しましたが、十一月一日付官報に登載された処により「及び報酬額」を削るとしてありますので、早速自治省に折衝致しました。作成年月日は、何れの書類にも記載すること、強いて末尾に改めて記載の要がない、従って作成年月日はその儘にしたから承して貰いたいとの意向でありますので何卒御了承の上各員各位にもその旨御連絡下さるよう御願ひ致します。

農地法施行規則の一部を

改正する省令

昭和三十八年十月十一日 農林省令第六十三号 農林大臣

農地法施行規則(昭和二十七年農林省令第七十九号)の一部を次のように改正する。

「第四号」に改める。

2 第二條第四項から第六項までの規定は、前項の規定により申込書を提出する場合に準用する。

附則

この省令は、昭和三十八年十一月一日から施行する。

北海道宅地造成工事規制

区域指定の件

宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第一九一号)第三條第一項の規定により室蘭市宅地造成工事規制区域が昭和三十八年十一月十九日付建設省告示第二八四〇号を以て指定されました。

効力発生は昭和三十八年十二月一日から関係図面は北海道庁及び室蘭市役所に備えて閲覧に供するとあります。

支部だより

◆会員の近況

蝶野東郷(函館支部) 福島町議会議長就任(仄間) 阿部勝弥(日高支部) 十月十六日尊父(七六歳)逝去

十月十九日受信 藤井徳二(旭川支部) 転地療養より帰宅

十一月一日受信 亀松吉美(函館支部) 「誰にも分る測量学」の指導(通信、出張)をしている

十一月一日受信 細井伊三郎(小樽支部) 眼科手術のため十月三日入院 同月末退院、目下通院治療中

十一月二日受信 阿部鉄夫(空知支部) 開業一年余り、漸く客足もついて来た

十一月二日受信 渡辺吉兵衛(帯広支部) 榊原病院(帯広市)に入院中

十一月十一日受信

理の日の翌日から起算して四十日以内に」を加え、同条に次の四項を加える。

4 第一項の規定により都道府県知事に申請書を提出する場合において、当該農業委員会の農地部会の会議(農地部会を置かない農業委員会にあつては、総会。以下同じ)が四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかとなるときその他相当の事由があるときは、同項の規定にかかわらず、農業委員会を経由しないことができる。

5 第一項の規定により都道府県知事に申請書を提出した後に、当該農業委員会の農地部会の会議が当該申請書の受理の日の翌日から起算して四十日以内に開かれる見込みのないことが明らかとなつた場合、当該農業委員会が当該申請書をその受理の日の翌日から起算して四十日以内に進達しなかつた場合その他相当の事由がある場合には、同項の規定にかかわらず、これらの場合に該当して農業委員会を経由しない都道府県知事に提出することを理由として当該申請を取り下げる旨を当該農業委員会に通知して、当該申請書と同一の内容の申請書を農業委員会を経由しないで都道府県知事に提出することができる。

6 前二項の規定により農業委員会を経由しないで申請書を提出する場合に、申請書にその事由を記載しなければならぬ。

7 都道府県知事は、第四項又は第五項の規定により農業委員会を経由しないで提出された申請書を受理した場合において必要があるとき、当該申請に關し、当該農業委員会の意見を聞くものとす。

第四條第三項を次のように改める。
3 第二條第三項の規定は農業委員会が第一項の申請書を受理した場合に、同条第四項から第六項までの規定は第一項の規定により申請書を提出する場合に、同条第七項の規定は都道府県知事が農業委員会を経由しないで提出された第一項の申請書を受理した場合に準用する。

第五條各号列記以外の部分中「第五号」を「第六号」に改める。
第六條第二項を次のように改める。
2 第二條第二項の規定は前項の申請書に、同条第三

会員の異動

◆入会者 (3名)

支部別	氏名	住所	登録	会費番号	入会年月日
旭川	本郷 克味	旭川市永山町八丁目六七番地	三五八	五二四	83・10・5
〃	高橋 小四郎	上川郡神楽町字神楽農地	一六八	五二五	〃・11・1
網走	松田 友弥	紋別郡遠軽町大通南四丁目四	八三七	五二六	〃・11・8

◆退会者 (6名)

支部別	氏名	住所	退会年月日	備考
札幌	田中 盛蔵	札幌市大通西二十五丁目十九番地	38・10・11	38年10月10日死亡
網走	大崎 正雄	網走郡東藻琴村二二番地	〃・10・12	〃 7月10日死亡
〃	片岡 種三郎	紋別郡西興部村字西興部	〃・10・28	〃 5月3日死亡
〃	石倉 定平	紋別市鴻之舞金龍町	〃・11・5	〃 10月20日死亡
宗谷	斎藤 実隆	稚内市大黒町一丁目二番地	〃・10・25	〃 10月16日死亡
小樽	谷藤 孝一	小樽市花園町西二丁目一七	〃・11・21	〃 11月14日死亡

◆事務所変更

支部	氏名	旧事務所	新事務所	届出年月日	備考
札幌	石道 政治	(旧)札幌市北大通西八丁目ホクシンビル	(新)札幌市北大通西八丁目労働金庫	38・11・5	38・10・20移転
小樽	北道 亀似信	(旧)小樽市若竹町一五〇	(新)小樽市若竹町一五〇	〃・11・6	〃・10・26移転
釧路	大沢 清	(旧)釧路市白金町一九一	(新)釧路市白金町一九一	〃	〃
札幌	斎藤 良和	(旧)札幌市大通西三十三丁目小岩方	(新)札幌市大通西三十三丁目小岩方	〃・11・22	〃

項の規定は農業委員会が前項の申請書を受理した場合に、同条第四項から第六項までの規定及び第四條第二項の規定は前項の規定により申請書を提出する場合に、同条第七項の規定は都道府県知事が農業委員会を経由しないで提出された前項の申請書を受理した場合に準用する。

第七條各号列記以外の部分中「第三号」を「第四号」に改める。

第八條第三項を次のように改める。
3 第二條第三項の規定は農業委員会が第一項の申請書を受理した場合に、同条第四項から第六項までの規定は第一項の規定により申請書を提出する場合に、同条第七項の規定は都道府県知事が農業委員会を経由しないで提出された前項の申請書を受理した場合に、同条第七項の規定は都道府県知事が農業委員会を経由しないで提出された前項の申請書を受理した場合に準用する。

第九條第二項を次のように改める。
2 第二條第二項の規定は前項の申請書に、同条第三

2 第二條第三項の規定は農業委員会が前項の申請書を受理した場合に、同条第四項から第六項までの規定は前項の規定により申請書を提出する場合に、同条第七項の規定は都道府県知事が農業委員会を経由しないで提出された前項の申請書を受理した場合に、同条第七項の規定は都道府県知事が農業委員会を経由しないで提出された前項の申請書を受理した場合に準用する。

第十條第二項を次のように改める。
2 第二條第二項の規定は前項の申請書に、同条第三

事務局だより

日誌

10月1日 業務上発する受取書には規定の印紙不用
会報(九号)によると、業務上発する受取書には印紙不用のように解せられるが、聊か疑問があるので、と鈴木(網走)会員より問い合わせがあった。右について札幌国税局長宛文書をもつて照会したところ、近日中に文書で回答する旨の電話連絡あり
本年度事業計画第四項の窓口過剰サービス防止について各都道府県知事宛に送った文書写を連合会長より
非行政書士容疑者Mに対し嚴重警告した旨A警察署長より文書連絡があった
行政書士法の違反事実について小樽支部長よりの報告受理
九月二十八日付道公報に行政書士登録者石狩三、後志二、上川三、計八名告示
行政書士が業務上発する受取書及び予納預り証に対する印紙税の取扱について、札幌国税局長よりの文書回答受理(会報十一号所載)
印紙税の取扱について鈴木会員へ回答
猪又(帯広)会員より事件簿用紙の註文あり
江差町に事務所を持つて営業している行政書士中未入会者が三名ある旨の連絡あり
田中盛蔵氏(札幌)逝去、弔慰金貳千円を贈る
鹿兒島県会会長より県下の農業委員会、市町村役場に送った業務保障についての要望書写しを参考にと寄贈された
渡辺会長、佐藤、藤山両副会長は自民、社会両党の道本部を訪問し、法改正についての請願書に署名を依頼快諾を得た。即時署名を頂いた米田、大矢両参議の分は連合会宛送付した。
午前十時より札幌市道庁前辰美旅館に於て本年度支部長並びに綱紀委員会を開催(会報第十二号所載)
行政書士法施行規則第九條四項中「作成の日」及び「領納額を付記し」を制すること

決定したる旨自治省行政係長より電話があったと連合会長より文書連絡があった
事件簿用紙五、〇〇〇枚の印刷註文
会報第十一号着荷
戸籍届出記載の指針の見本一部東京都会長より寄贈あり
日高町の会員阿部氏の尊父(七六)が先月二十五日逝去された旨連絡あり
道地方課より法改正請願の内容について照会があったので、請願書一部を贈った
事件簿用紙到着
猪又会員へ事件簿用紙について返書
連合会会報第五号着荷
会報第十一号、会員調査票、連合会会報第五号等を全会員へ発送す。なお会報十一号は道内各役所、連合会、単一会へ寄贈す
成沢、有馬の両理事来訪
岸川副会長より、小樽支部報告の「非行政書士についての事例」のことで電話で照会あり、目下起案中である旨会長より回答
西興部村の会員片岡氏五月三日逝去の旨遣族から連絡
稚内市の会員斎藤氏は去る十六日逝去されたと親類の方から連絡
高林会員(空知)よりパッチの註文があったが、目下製作中で約一カ月遅れる見込みである旨回答
会員移動通知発送(入会1、退会4)
神楽町の高橋小四郎氏の入会届受理
山口県行政書士会の処置について、会則第10条の条項により決議したい旨連合会長より常任理事宛通知あり
行政書士法施行規則の一部改正の省令が十一月一日付官報に記載される旨連合会長より連絡あり
紋別市会員石倉氏は先月二十日逝去された旨未亡人の方より連絡あり
遠軽町の松田友弥氏へ入会手続について回答
大沢(釧路)会員より事務所変更届を提出した筈なるに郵便物が旧事務所宛に来るとの抗議があったが、訂正した行違ひが留書

も記録も見当らず大いに恐縮、本日届出であつたものとして処理
8日 遠軽町の松田友弥氏の入会届受理
北海道(小樽)会員の事務所変更届受理
兵庫県会会報八号の寄贈あり

後記

◇本号(本年度最終号)は非行政書士防止対策号といつた体裁になつた。会員各位の協力により不正排除の成果は漸次あがりつつあるも職域明朗化のため猶一層のご協力を望む。
◇所謂ザル法?のため会員は常に頭をなやまされている。元来法を犯した者を取締るよりも法を犯さないようにすることが本筋だ。来る年は是非法改正実現のよい年に。
◇新年号は来る一月下旬刊行の予定である。毎号夫々特色のある充実した会報、会員多数の真の声を伝える会報を編輯して見たい夢を持つてゐる。投稿を待望。
◇札幌は先月十日初雪、二十八日から本格的な冬の装となつた。各位には何かとご多忙のことと察せられますが、健康には特に注意されてよいお年をお迎え下さい。

戸籍届出記載の指針

東京都行政書士会編 一部五〇円
会員の執務資料、受験者の参考資料

お願い

◇ご希望がありましたので事件簿用紙を調製しました。今回五枚ずつお送りしましたから御利用下さい。なお補充される場合は実費(五十枚につき百円)でご便宜をおはかりします。
◇会員調査票によつて名簿の調製にとりかかりました。従来名簿は大分修正を要するようです。未送付の方は至急お願いします。

第十三号 報 もくじ

所 6丁目 会
西 書 士 会
女 8 8 1
博 8 2 2 4
所 所 印刷所
舎 印刷所
文 舎 印刷所
部 2 丁 目
1 1 3